

保護者各位

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

育児休業中の在園児の保育所等継続利用について

保育所（園）・認定こども園（2・3号認定）は、保護者（父母等）が就労、病気などにより家庭で保育ができない場合、お子様を保護者に代わって保育することを目的としています。ただし、育児休業中に下記要件を満たしている場合には、申請していただくことで保育所等を継続利用することができますので、お知らせします。

【要件】 保育所等を継続利用するための要件（すべてにあてはまる必要があります。）

- ☐ 産前6週よりも前から『妊娠・出産』以外の事由で保育所等を利用していること。
- ☐ 予定の育児休業が、出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）までであること。
- ☐ 保護者と就労先との雇用契約が育児休業中も継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっていること。

※育児休業は、法に基づき事業主が制度化している場合に限りです。出産により一旦退職される方は、再雇用の約束があっても該当しませんのでご注意ください。

【継続利用ができる期間】

在園児が継続利用できる期間は、出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月末までです。ただし、出生した児童の保育所等利用申込をしたにもかかわらず、希望施設に利用決定ができずやむなく育児休業を延長する場合は、出生した児童の施設利用が決定するか、その年度末（3月末）のいずれか早い方まで、在園児は継続して利用することができます。

【保育時間】

育児休業中（産後3ヶ月を経過した翌月から）の保育時間は、保育短時間（最大8時間/日）になります。

育児休業中に保育所等の継続利用を希望する場合は、
別途申請が必要です。
裏面をご参照ください。

【必要な手続き】

① 在園児が育児休業中も継続利用するために必要な手続き

下記申請書類2点を、出産月の3ヶ月後の20日までに利用中の保育施設に提出してください。書類は、香芝市HP（右記QRコードを読み取りください。）に掲載しています。

- 教育・保育給付認定区分変更申請書兼利用申込書
（※標準時間認定になっている方のみ）
- 育児休業証明書

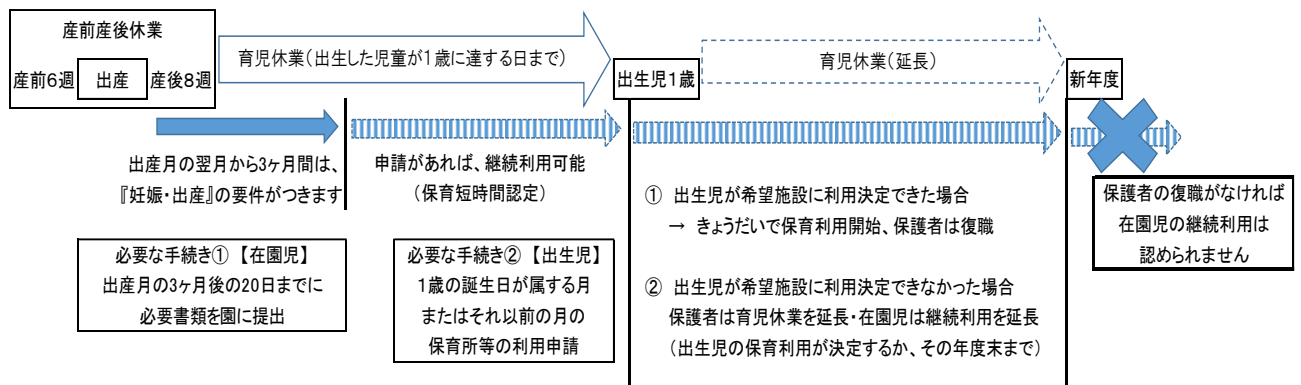


② 出生児が保育を利用するために必要な手続き

4月からの利用を希望する場合は、前年の秋頃に入所申請をする必要があります。9月号広報かしばお知らせ版や香芝市HPにて申請方法を確認のうえ、手続きをしてください。

5月以降からの年度途中入所を希望する場合は、公立保育所・アートチャイルドケア・スクルドエンジェルは、入所希望月の前月1日～20日に保育課で受付します。受付枠を超える申込があった場合や既に受付枠がない場合は、初日に提出された方については選考、2日目以降に提出された方は申込順で、内定や待機順を決定します。私立保育園・私立認定こども園・志都美せいかナーサリーの年度途中入園は、ご希望の園に直接お問い合わせください。

《産前から復帰までの流れ》



【利用承諾保留通知書の発行】

申込期間内に入所申請をしたが、空きがなく希望施設へ入所できない場合、利用承諾保留通知書を発行することができます。別途、発行依頼書を記入いただく必要がありますので、ご希望の方はお申し出ください。なお、発行までに10日程度かかります。

【注意事項】

- ・ 出産当初より育児休業を1年以上取得予定の場合は、継続利用の要件にあてはまりません。この場合、在園児は産後3ヶ月までの利用になります。
- ・ 必要な手続きが期日までに完了しない場合は、継続利用ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ先：香芝市子ども家庭部保育幼稚園課
(香芝市総合福祉センター1階) TEL 0745-44-3336